

健康をサポートする**変額**保険  
将来のお守り

変額保険(V1) (就労不能・介護保障型)

変額保険(V2) (死亡保障型)

変額保険

2025年12月改定

将来のお金の備えや万が一のときも  
お守りする変額保険



契約年齢 変額保険(V1) 満20歳～満60歳  
変額保険(V2) 0歳※～満70歳

※0歳は生後15日以上かつ退院後にお取扱い可



この商品は生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。  
●特別勘定の運用実績により、損失が生じることがあります。  
●この商品は、一般的な生命保険商品と異なりお客さまにご負担いただく費用があります。

必ず  
ご確認  
ください

法人で加入をご検討される場合、  
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、  
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

# インシュアヘルス — Insurhealth —

万が一を可能な限りなくしていく  
保険と健康を組み合わせた新しい価値



保険本来の役割 (Insurance)と  
毎日の健康を応援する機能 (Healthcare) を組み合わせると、  
SOMPOひまわり生命が提供する新しい価値です。  
インシュアヘルスの提供を通じて、「万が一」を可能な限りなくし、  
豊かな人生や夢の実現をサポートする存在を目指します。



インシュアヘルス



健康をサポートする変額保険

## 将来のお守りは、あなたの想いの実現をサポートする保険です。

そなえるのこすふやす + ささえる >> かなえる

### Insurance 保険機能

そなえる

のこす

ふやす

この保険は、保険料払込期間である第1保険期間と、終身にわたり特別勘定で運用継続できる第2保険期間に区分されています。  
第1保険期間中は、積立金の運用が不調な場合でも、ご契約時に設定いただいた基本保険金額を最低保証します。

就労不能・介護保障型

詳しくは▶P5へ

現役世代に必要な手厚い保障があります!

死亡・高度障害

+ オプション

要介護

+ オプション

保険料免除

死亡保障型

詳しくは▶P6へ

と比べて割安な保険料でシンプルな保障です!

死亡・高度障害

+ オプション

保険料免除

保険料払込期間(第1保険期間)満了後も特別勘定で運用できます!

第2保険期間は終身で設定されており、積立金の運用を継続いただけます。  
満期が近いため、お客さまのニーズに合わせて、お好きなタイミングで資金の活用が可能です(第2保険期間には基本保険金額の最低保証はありません)。  
**9種類の特別勘定から運用対象を選べます!**  
お選びいただいた特別勘定の運用実績にもとづいて積立金額をお受取りいただけます。

### Healthcare 健康応援機能

ささえる

かなえる

健康積立金により資産形成を後押し!

健康積立金

詳しくは▶P20へ

ご契約時の喫煙状況や健康状態などにより「健康ステージ」を適用する場合の特例を付加することができます。  
第1保険期間(保険料払込期間)中は、適用される各健康ステージに応じて、当社が定める金額(健康積立金)を積立金に毎月加算します。

健康☆チャレンジ!

ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態などが改善され当社の定める基準に適合した場合、健康ステージを変更することができま。

充実した人生への想いを「保険」と「健康」により実現

「お金の健康」と「からだの健康」の実現をサポート

Insurhealth®

インシュアヘルス

かなえる

かなえる

- この保険は、特別勘定の運用実績にもとづいて積立金額、解約返戻金の額などが変動(増減)するしよみの変額保険です。
- 株式や債券などの価格の下落・為替の変動などにより、積立金額、解約返戻金の額などのお受取りになる金額が払込保険料の合計額を下回る場合があります。ご契約者に損失が生じるおそれがあります(積立金額や解約返戻金の額に最低保証はありません)。
- この商品は、一般的な生命保険商品と異なりお客さまにご負担いただく費用があります。

はじめに

保障内容

特別勘定

諸費用・リスク

健康ステージ

変更制度

税務

サービス

# 人生100年時代を生きていくために、ふたつの「大切なこと」があります。

## 経済的に豊かであること(お金の健康)

経済的にゆとりがあればより充実した人生を送ることができます。

### ライフイベントごとにお金はどれくらい必要？

お子さまの教育費は？

- 幼稚園～大学 約839万円<sup>※1</sup>
- すべて国公立 約1,606万円<sup>※1</sup>
- 私立(小学校のみ公立)



住宅購入費は？

- 新築マンション 5,245万円<sup>※2</sup>
- 新築戸建て 3,603万円<sup>※2</sup>



お子さまの結婚資金援助は？

169万円<sup>※3</sup>



※1 幼稚園～高校:学習塾などの学校外活動含む。大学:生活費は含まず。  
文部科学省「令和5年度 子供の学習費調査」、独立行政法人日本学生支援機構「令和4年度 学生生活調査結果」をもとに当社で作成  
※2 フラット35利用者を対象。戸建ては建売住宅。独立行政法人住宅金融支援機構「2023年度 フラット35利用者調査」  
※3 券式、披露宴・ウェディングパーティーの費用としての親・親族からの援助総額の平均。  
「ゼクシティ 結婚トレンド調査2024調べ」

### 充実した老後を夫婦2人で過ごすための生活費は？

平均的な家庭の年金額

月額 約23.3万円<sup>※4</sup>

ゆとりある老後生活費

月額 37.9万円<sup>※5</sup>

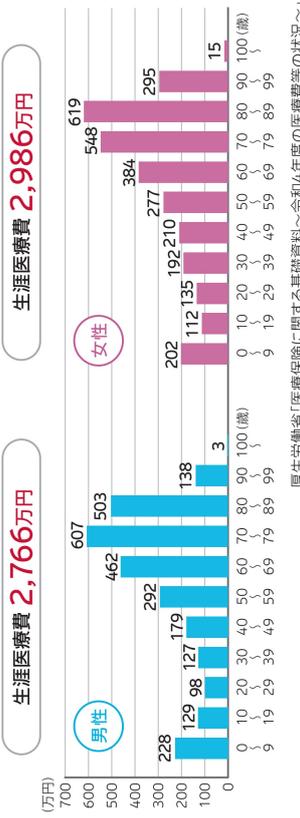
65歳男性が平均余命20年間、夫婦で生活する場合  
約14.6万円×12か月×約20年<sup>※6</sup>  
約3,504万円不足

※4 男性の平均的な収入(平均標準報酬(賞与を含む月額換算)45.5万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準における夫婦2人分の標準的な年金月額。  
厚生労働省「令和7年度の年金額改定について」  
※5 夫婦2人分の平均額(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」  
※6 男性65歳時の平均余命:19.52年、厚生労働省「令和5年簡易生命表」

## 健康であること(からだの健康)

年齢を問わず健康な状態を保ち続けることでより有意義な人生を送ることができます。

### 生涯医療費は男女ともに2,500万円以上となります。



厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和4年度の医療費等の状況～」  
● 令和4年度の年齢階級別1人あたりの国民医療費<sup>※1</sup>をもとに、「令和4年簡易生命表」による定常人口を適用して推計。  
※1 当該年度内の医療機関などにおける保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したものである。保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用は、実際に医療保険などによって支払われたもの(患者の一部負担分を含む)、公費負担によって支払われたもの(患者の一部負担分を含む)、全額自費によって支払われたもので構成される。

### 平均寿命と健康寿命<sup>※2</sup>には大きな差があります。

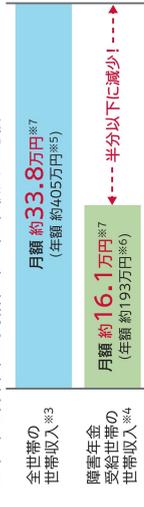


厚生労働省「第4回健康日本21(第三次)推進専門委員会資料(令和6年12月24日)」  
※2 健康寿命とは、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間をいいます。

### 病気やケガにより生活や仕事が制限される世帯の世帯年収は？

障害年金を受給している世帯の世帯収入は年額約193万円、全世帯の世帯収入の半分以下となっています。

#### 全世帯と障害年金受給世帯の世帯収入の比較



※3 厚生労働省「2023(令和5)年 国民生活基礎調査」  
※4 厚生労働省「令和5年 年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」  
※5 世帯の年間所得金額の中央値  
※6 世帯の年間所得金額(年金を含む)の中央値  
※7 7月額は、当社にて年額を12で割った数値を記載しています。

# そなえる・のこす・ふやす・ささえる。あなたの想いを“かなえる”ために 「現役世代に必要な手厚い保障」就労不能・介護保障型

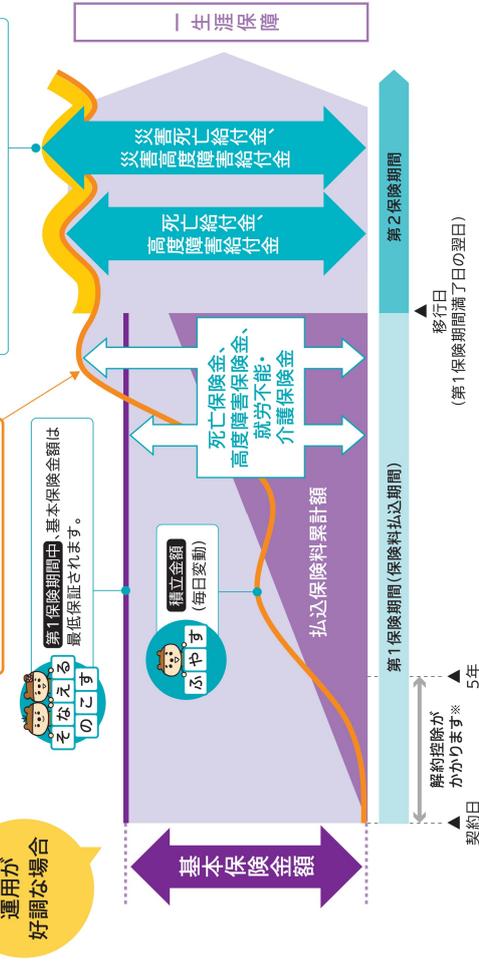
## 「お金の健康」と「からだの健康」の両立を実現するために、 この保険がお役に立ちます。

### 【保障内容・しくみ】

この保険は、保険料払込期間である第1保険期間と、終身にわたりの特別勘定で運用継続できる第2保険期間に区分されています。

**第1保険期間中、お支払事由に該当したときの積立金額が基本保険金額を上回る場合は、積立金額をお受けいただけます。**

**第2保険期間中、お支払事由に該当した場合は積立金額をお受けいただけます。不慮の事故・当社所定の感染症を原因とする場合は積立金額の110%をお受けいただけます。第2保険期間には基本保険金額の最低保証はありません。**

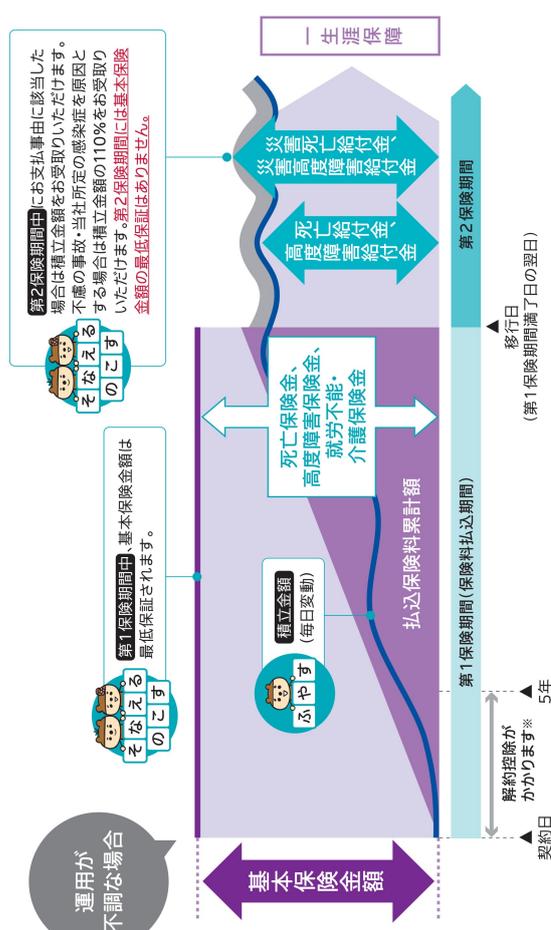


※解約日における保険料の払込年数および保険契約の経過年数が5年未満の場合は、積立金額から解約控除額を差し引いた金額をお支払いします。●記載の図はイメージであり、積立金額推移は例示です。将来の積立金額などを保証するものではありません。

# 健康をサポートする変額保険 将来のお守り

変額保険(VI) (就労不能・介護保障型)

- この保険は、特別勘定の運用実績にもとづいて積立金額、解約返戻金の額などが変動(増減)するしくみの変額保険です。
- 株式や債券などの価格の下落・為替の変動などにより、積立金額、解約返戻金の額などのお受け取りになる金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、ご契約者に損失が生じるおそれがあります(積立金額や解約返戻金の額に最低保証はありません)。
- この商品は、一般的な生命保険商品と異なりお客さまにご負担いただく費用があります。



### ご契約例

- 主契約:変額保険(VI) (就労不能・介護保障型) ●契約年齢:30歳男性
- 保険期間:終身 ●第1保険期間(保険料払込期間):35年 ●基本保険金額:1,000万円
- 保険料払込方法:口座振替月払 ●保険料:18,580円 (2025年12月現在、単位:万円)

経過年数	払込保険料累計額		死亡・高度障害・就労不能・介護保険金額		解約返戻金				
	年齢	年齢	運用実績	運用実績	運用実績	運用実績			
3年	33歳	66	1,000	1,000	1,000	22	25	27	30
5年	35歳	111	1,000	1,000	1,000	77	83	90	97
7年	37歳	156	1,000	1,000	1,000	105	116	130	144
10年	40歳	222	1,000	1,000	1,000	143	166	194	226
35年	65歳	780	1,000	1,000	1,924	347	567	1,000	1,924

- 例示の運用実績が一定でそのまま推移したものと仮定して計算しており、将来の積立金額をお約束するものではありません。したがって、実際の解約返戻金の額が例示の金額を下回る場合もありません(解約返戻金の最低保証はありません)。
- 解約された場合、以後の保障はなくなります。
- 経過年数欄に記載の年数後の、年単位の契約が当日の契約に相当する金額を表示しています。
- 記載の数値は、試算であり目安となります。計算方法などの違いにより、設計書や保険証券に記載の数値と異なる場合があります。

**そなえる** **ふやす** **ささえる**

**健康積立金** ▶ P.22-25へ  
「MYUまわり」について

**健康☆チャレンジ!** ▶ P.26へ  
健康☆チャレンジ!

**MYUまわり** ▶ P.27へ  
MYUまわり

喫煙状況や当社の定める健康状態などにより、健康積立金を積立金に毎月加算します!  
(健康ステータスを適用する場合の特例)

積立金がいっつてもお手元で確認できます!  
さらにアプリで健康診断結果を登録することで、健康維持・改善と健康☆チャレンジ!をサポートします!

**ふやす** **のこす**

**「積立金額」について**  
▶ P.7-8、9、10、11、16へ  
9種類の特別勘定から運用対象を選んでください!

**「第1保険期間 (保険料払込期間)」には手厚い保障があります!**  
▶ P.7へ

**「第2保険期間」について**  
▶ P.7へ  
第2保険期間においても運用を続けられるので、お客さまのお好きなタイミングで資金活用が可能です!

**そなえる** **のこす**

**「第1保険期間 (保険料払込期間)」について**  
▶ P.7-8、9、10、11、16へ  
「第1保険期間 (保険料払込期間)」には手厚い保障があります!

**「第2保険期間」について**  
▶ P.7へ  
第2保険期間においても運用を続けられるので、お客さまのお好きなタイミングで資金活用が可能です!

ご契約にあたっては「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報)」ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

# 主契約の保障内容

就労不能・  
介護保障型

## 第1保険期間(保険料払込期間)の保障内容

保険金	お支払事由	お支払額
死亡保険金	死亡されたとき	お支払額
高度障害保険金	当社所定の高度障害状態に該当したとき	基本保険金額
就労不能・ 介護保険金	つぎのいずれかに該当したとき ①国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態で該当していることと認定され障害基礎年金の受給権が生じたとき ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。 ②当社所定の就労不能状態※1に該当したとき ③公的介護保険制度により要介護1以上※2と認定されたとき ④満65歳未満の被保険者が当社所定の要介護状態※3に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき	または 積立金額の いずれか大きい額

詳しくは  
▶ P 6 9 10 11 へ

- 死亡保険金、高度障害保険金、就労不能・介護保険金は重複してお支払いしません。いずれかの保険金のお支払事由に該当し、保険金が支払われた場合には、契約は消滅します。
- ※1 詳しくは9・10ページおよび約款別表「就労不能状態」をご覧ください。
- ※2 詳しくは11ページをご覧ください。
- ※3 「当社所定の要介護状態」とは、約款別表に定めるつぎの①または②のいずれかに該当した場合をいいます。詳しくは、約款別表「対象となる要介護状態」をご覧ください。
  - ①下記A～Eのうち、1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき  
A.歩行 B.衣服の着脱 C.入浴 D.食物の摂取 E.排泄
  - ②器質性認知症、かつ意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき  
(注)当社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

## 第2保険期間の保障内容

給付金	お支払事由	お支払額
死亡給付金	死亡されたとき	お支払額
高度障害給付金	当社所定の高度障害状態に該当したとき	積立金額
災害死亡給付金	不慮の事故または当社所定の感染症により死亡されたとき	積立金額の 110%
災害高度障害給付金	不慮の事故または当社所定の感染症により所定の高度障害状態に該当したとき	

- 第2保険期間移行後は、就労不能・介護の保障はなくなりません。
- 第2保険期間には基本保険金額の最低保証はありません。
- 死亡給付金、高度障害給付金、災害死亡給付金、災害高度障害給付金は重複してお支払いしません。いずれかの給付金のお支払事由に該当し、給付金が支払われた場合には、契約は消滅します。
- 不慮の事故による災害死亡給付金、災害高度障害給付金のお支払いは、事故の日からその日を合せて180日以内に死亡または当社所定の高度障害状態に該当した場合に限りません。
- 第2保険期間において積立金額が当社の定める金額を下回ったときには、保険契約は消滅します。
- 第1保険期間満了日の翌日から自動的に移行します。

# 障害等級1級または2級の状態

このようになるときに就労不能・介護保険金をお受取りいただけます。

## 障害等級・程度別の障害の状態(国民年金法施行令別表より)

障害の程度	障害の状態
1	つぎに掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴルドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
1級	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ちあがることができない程度の障害を有するもの 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの※
2級	11 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの つぎに掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの、一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴルドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 そしやくの機能を欠くもの 5 音声または言語機能に著しい障害を有するもの 6 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの 7 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢のすべての指を欠くもの 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢のすべての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの※
17	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※障害等級1級の第10号および2級の第16号は「精神障害の状態」に該当し、保障の対象外となります。

## 障害の状態のめやす

障害等級1級	障害等級2級
他人の介助を受けなければほとんど日常生活を送ることができない状態	必ずしも他人の助けが必要ではないが、日常生活が困難で労働することができない状態

# 対象となる当社所定の就労不能状態

当社所定の就労不能状態に該当したとき、  
就労不能・介護保険金をお受取りいただけます。

## 所定の疾患等による障害①

### 心臓の病気

- 心臓移植術を受けた
- 人工心臓を装着した
- CRT(心臓再同期医療機器)またはCRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した



**たとえば…**▶▶▶  
心筋症により、人工心臓を装着する手術を受けた

### 腎臓の病気

- 永続的な透析療法を開始した
- 腎臓移植術(自家移植は除きます)を受けた



**たとえば…**▶▶▶  
IgA腎症により慢性腎不全を発症しており、永続的に週3回程度の血液透析を実施している

### 人工肛門の造設

- 人工肛門を永久的に造設し、かつ、以下のいずれかがあてはまる
- 人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けた
- 完全排泄障害(カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする)状態にある



**たとえば…**▶▶▶  
大腸がんのぼうこう浸潤により、人工肛門および人工ぼうこうを造設した

## 所定の疾患等による障害②

### 呼吸器の病気

常時の酸素療法が必要であり、常時の酸素療法を施行している



**たとえば…**▶▶▶  
肺気腫により慢性呼吸不全となり、常時、酸素療法(カニューレやマスクなどを用いて)体内に適量な酸素を投与する治療法を行っている

### 心臓の病気

- 心臓に人工弁を置換した※1
  - 恒久的心臓ペースメーカーを装着した※2
- ※1 生体弁の移植を含み、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合は含みません。
- ※2 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合、およびすでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合は含みません。



**たとえば…**▶▶▶  
大動脈弁狭窄症に対して、人工弁置換術を行った

### 肝臓の病気

肝硬変により、腹水または肝性脳症の臨床所見がある

**たとえば…**▶▶▶  
肝硬変により、腹水貯留の状態と診断された

## 血液・造血管の病気

[以下の疾患で血液数値が所定の異常値を示している]

- 再生不良性貧血等の難治性貧血群に分類される疾患
- 血友病等の出血傾向群を伴う疾患
- 白血病等の血液のがん(造血器腫瘍群)

**たとえば…**▶▶▶  
骨髄異形成症候群により、ヘモグロビンや血小板数などの血液数値異常を示している

## 悪性新生物

[悪性新生物で血液数値が下記のすべてに該当する]

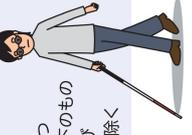
- 赤血球数が250(万/mm<sup>3</sup>)未満のもの
- 血色素量が8(g/dl)未満のもの
- ヘマトクリットが20%未満のもの
- 総蛋白が4(g/dl)未満のもの

**たとえば…**▶▶▶  
胃がんによる出血のために貧血状態となり、赤血球数などの所定の血液数値異常を示している

## 眼の障害 回復の見込みのない状態

[両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態]

- メガネ・コンタクトレンズ等を装着したとき、矯正視力を測定し、視力の良い方の視力が0.07以下のも、または、視力の良い方の視力が0.08かつ他方の視力が手動弁以下のもの
- 1/2の視野で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
- ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視野による高辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視野による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下かつ視野狭さくによる視力障害、および眼瞼下垂による視力・視野障害を除く



**たとえば…**▶▶▶  
緑内障で視野が狭くなり、1人で外出することが困難になっている

## 言語機能の障害 回復の見込みのない状態

[言語機能に著しい障害を残す状態]

語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷または発声器官の障害のため、身振り、書きその他の補助動作がなくて、音声言語による意思疎通が困難な状態



**たとえば…**▶▶▶  
脳内出血により失語症を発症したため、意思疎通の際は身振り、手振りにて補助を必要としている

## 上・下肢の障害①

- 両手の第1指(母指)を失い、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)を失ったもの
- 1手の5手指を失ったもの
- 10足指を失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったもの

## 耳の障害 回復の見込みのない状態

[両耳の聴力に著しい障害を残す状態]

- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 両耳の聴力レベルが80デシベル以上かつ、かつ、最良聴音明瞭度が30%以下のもの



**たとえば…**▶▶▶  
耳硬化症により難聴状態となり、補聴器を着けていても他人の会話が聞き取れない

## 平衡機能の障害 回復の見込みのない状態

[平衡機能に著しい障害を残す状態]

脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他動的に平衡機能障害を認め、開眼で起立・立位保持が不能、または閉眼で直線歩行中に10メートル以内に転倒もしくは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度の状態

**たとえば…**▶▶▶  
メニエール病により、転倒したよりめりたりせず、まっすぐ10メートル以上歩くことができない

## 上・下肢の障害② 回復の見込みのない状態

- 1上肢の機能に著しい障害を残すもの
- 1手の5手指の機能に著しい障害を残すもの
- 両手の第1指(母指)の機能に著しい障害を残し、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)の機能に著しい障害を残すもの
- 1下肢の機能に著しい障害を残すもの
- 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

\*著しい障害や、相当程度の障害とは関節の運動範囲の制限や、筋力の低下が所定の状態以下になっている状態などをいいます。

●詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。



※所定の疾患により、日常生活が著しい制限(具体的に、悪い家事などの軽労働や事務などの産業ができない状態を指します)を受け、その状態の回復の見込みがない状態となる必要があり、また、

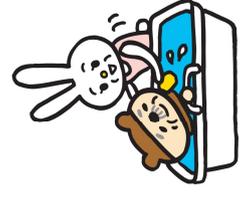
# 要介護1以上の状態

公的介護保険制度により要介護1以上と認定されたとき、就労不能・介護保険金をお受取りいただけます。

## 公的介護保険制度における「要介護度別の状態のめやす」

状態のめやす		
要支援	1 日常生活はほとんど一人でできるが、一部に見守りや手助けを必要とする状態	起き上がりや立ち上がりなどに、何らかの支えを必要とすることがある。掃除などの家事の一部に、見守りや手助けを必要とすることがある。
	2 日常生活の一部に見守りや手助けを必要とする状態	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに、何らかの支えを必要とすることがある。掃除、買い物などの家事の一部や、入浴などに、見守りや手助けを必要とすることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持・改善が見込まれる人は、要支援2と認定される。
要介護	1 軽度の介護を必要とする状態	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持、歩行などに、何らかの支えを必要とする。食事、排泄、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある。物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある。
	2 中等度の介護を必要とする状態	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などが一人でできない。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、介助を必要とする。認知機能の低下がみられ、それに伴ういくつかの行動・心理症状がみられることがある。
	3 重度の介護を必要とする状態	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない。座位保持に何らかの支えを必要とする。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、全面的な介助を必要とする。全般的な認知機能の低下がみられ、それに伴う多くの行動・心理症状がみられる。
	4 最重度の介護を必要とする状態	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などがほとんどできない。日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする。意思の疎通ができないことが多い。
	5 最重度の介護を必要とする状態	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などがほとんどできない。日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする。意思の疎通ができないことが多い。

※行動・心理症状とは、暴力、暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。  
(公財)生命保険文化センター「介護保険ガイド」(2024年10月改訂版)



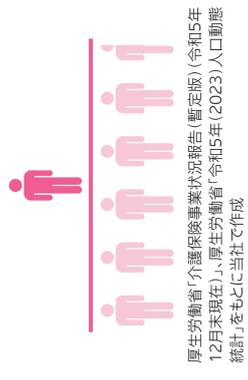
### 参考

## ご存知ですか？介護のこと

要介護のリスクは他人ごとではありません。自分ごととしてリスクに備えることが大切です。

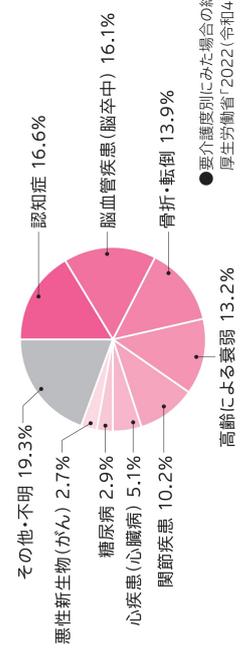
### 介護が必要になる割合

65歳以上の約5.2人に1人の割合で介護が必要です。



### 介護が必要となった主な原因

脳血管疾患や認知症などにより介護が必要になる可能性があります。



●要介護度別にみた場合の総数です。要介護度不詳を含みます。  
厚生労働省「2022(令和4)年国民生活基礎調査の概況」



### 介護費用・介護期間

介護にかかる費用は高額です。

一時的にかかる費用※1

平均 47万円

・手すりの取付け  
・段差の解消  
・引き戸などへの扉の取替え など

住宅改修※2

毎月かかる費用※1

平均 9.0万円

福祉用具の貸与(レンタル)※2

・車いす(付属品含む)  
・特殊寝台(付属品含む)  
・歩行器  
・歩行補助つえ など

介護期間※1

平均 55.0か月 (4年7か月)

※1 (公財)生命保険文化センター「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査」(介護に要した費用には、公的介護保険サービスの自己負担費用を含む)。  
※2 厚生労働省「令和6年度 第3回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会に関する資料」

# そなえる・のこす・ふやす・ささえる。あなたの想いを“かなえる”ために 「割安な保険料でシンプルな保障」死亡保障型

「お金の健康」と「からだの健康」の両立を実現するために、  
この保険がお役に立ちます。

【保障内容・しくみ】  
この保険は、保険料払込期間である第1保険期間と、終身にわたりの特別助成で運用継続できる第2保険期間に区分されています。



\*解約日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合は、積立金額から解約控除額を差し引いた金額をお支払いします。●記載の図はイメージであり、積立金額推移は例示です。将来の積立金額などを保証するものではありません。

### そなえるのこす <死亡保障>

「第1保険期間(保険料払込期間)」について

▶ P15 P16へ

死亡と高度障害の万が一の保障のための、就労不能・介護保障型に比べ、割安な保険料で運用を続けられます。お客様の好きなタイミングで資金活用が可能です!

### ふやす <運用>

「積立金額」について

▶ P17 P18 P19 P20へ

9種類の特別助成から運用対象を選んでください!

### ささえる <健康維持>

健康積立金 ▶ P21 P22 P23 P24へ

健康☆チャレンジ! ▶ P25へ

MYOまわり ▶ P26へ

健康☆チャレンジ! ▶ P27へ

健康☆チャレンジ! ▶ P28へ

健康☆チャレンジ! ▶ P29へ

健康☆チャレンジ! ▶ P30へ

健康☆チャレンジ! ▶ P31へ

健康☆チャレンジ! ▶ P32へ

健康☆チャレンジ! ▶ P33へ

健康☆チャレンジ! ▶ P34へ

健康☆チャレンジ! ▶ P35へ

健康☆チャレンジ! ▶ P36へ

健康☆チャレンジ! ▶ P37へ

健康☆チャレンジ! ▶ P38へ

健康☆チャレンジ! ▶ P39へ

健康☆チャレンジ! ▶ P40へ

健康☆チャレンジ! ▶ P41へ

健康☆チャレンジ! ▶ P42へ

健康☆チャレンジ! ▶ P43へ

健康☆チャレンジ! ▶ P44へ

健康☆チャレンジ! ▶ P45へ

健康☆チャレンジ! ▶ P46へ

健康☆チャレンジ! ▶ P47へ

健康☆チャレンジ! ▶ P48へ

健康☆チャレンジ! ▶ P49へ

健康☆チャレンジ! ▶ P50へ

健康☆チャレンジ! ▶ P51へ

健康☆チャレンジ! ▶ P52へ

健康☆チャレンジ! ▶ P53へ

健康☆チャレンジ! ▶ P54へ

健康☆チャレンジ! ▶ P55へ

健康☆チャレンジ! ▶ P56へ

健康☆チャレンジ! ▶ P57へ

健康☆チャレンジ! ▶ P58へ

健康☆チャレンジ! ▶ P59へ

健康☆チャレンジ! ▶ P60へ

健康☆チャレンジ! ▶ P61へ

健康☆チャレンジ! ▶ P62へ

健康☆チャレンジ! ▶ P63へ

健康☆チャレンジ! ▶ P64へ

健康☆チャレンジ! ▶ P65へ

健康☆チャレンジ! ▶ P66へ

健康☆チャレンジ! ▶ P67へ

健康☆チャレンジ! ▶ P68へ

健康☆チャレンジ! ▶ P69へ

健康☆チャレンジ! ▶ P70へ

健康☆チャレンジ! ▶ P71へ

健康☆チャレンジ! ▶ P72へ

健康☆チャレンジ! ▶ P73へ

健康☆チャレンジ! ▶ P74へ

健康☆チャレンジ! ▶ P75へ

健康☆チャレンジ! ▶ P76へ

健康☆チャレンジ! ▶ P77へ

健康☆チャレンジ! ▶ P78へ

健康☆チャレンジ! ▶ P79へ

健康☆チャレンジ! ▶ P80へ

健康☆チャレンジ! ▶ P81へ

健康☆チャレンジ! ▶ P82へ

健康☆チャレンジ! ▶ P83へ

健康☆チャレンジ! ▶ P84へ

健康☆チャレンジ! ▶ P85へ

健康☆チャレンジ! ▶ P86へ

健康☆チャレンジ! ▶ P87へ

健康☆チャレンジ! ▶ P88へ

健康☆チャレンジ! ▶ P89へ

健康☆チャレンジ! ▶ P90へ

健康☆チャレンジ! ▶ P91へ

健康☆チャレンジ! ▶ P92へ

健康☆チャレンジ! ▶ P93へ

健康☆チャレンジ! ▶ P94へ

健康☆チャレンジ! ▶ P95へ

健康☆チャレンジ! ▶ P96へ

健康☆チャレンジ! ▶ P97へ

健康☆チャレンジ! ▶ P98へ

健康☆チャレンジ! ▶ P99へ

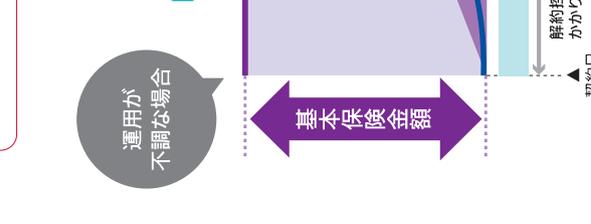
健康☆チャレンジ! ▶ P100へ

ご契約にあたっては「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

# 健康をサポートする変額保険 将来のお守り

この保険は、特別勘定の運用実績にもとづいて積立金額、解約返戻金の額などが変動(増減)するしくみの変額保険です。

- 株式や債券などの価格の下落・為替の変動などにより、積立金額、解約返戻金の額などのお受取りになる金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、ご契約者に損失が生じるおそれがあります(積立金額や解約返戻金の額に最低保証はありません)。
- この商品は、一般的な生命保険商品と異なりお客さまにご負担いただく費用があります。



\*解約日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合は、積立金額から解約控除額を差し引いた金額をお支払いします。●記載の図はイメージであり、積立金額推移は例示です。将来の積立金額などを保証するものではありません。

### そなえるのこす <死亡保障>

「第1保険期間(保険料払込期間)」について

▶ P15 P16へ

死亡と高度障害の万が一の保障のための、就労不能・介護保障型に比べ、割安な保険料で運用を続けられます。お客様の好きなタイミングで資金活用が可能です!

### ふやす <運用>

「積立金額」について

▶ P17 P18 P19 P20へ

9種類の特別助成から運用対象を選んでください!

### ささえる <健康維持>

健康積立金 ▶ P21 P22 P23 P24へ

健康☆チャレンジ! ▶ P25へ

MYOまわり ▶ P26へ

健康☆チャレンジ! ▶ P27へ

健康☆チャレンジ! ▶ P28へ

健康☆チャレンジ! ▶ P29へ

健康☆チャレンジ! ▶ P30へ

健康☆チャレンジ! ▶ P31へ

健康☆チャレンジ! ▶ P32へ

健康☆チャレンジ! ▶ P33へ

健康☆チャレンジ! ▶ P34へ

健康☆チャレンジ! ▶ P35へ

健康☆チャレンジ! ▶ P36へ

健康☆チャレンジ! ▶ P37へ

健康☆チャレンジ! ▶ P38へ

健康☆チャレンジ! ▶ P39へ

健康☆チャレンジ! ▶ P40へ

健康☆チャレンジ! ▶ P41へ

健康☆チャレンジ! ▶ P42へ

健康☆チャレンジ! ▶ P43へ

健康☆チャレンジ! ▶ P44へ

健康☆チャレンジ! ▶ P45へ

健康☆チャレンジ! ▶ P46へ

健康☆チャレンジ! ▶ P47へ

健康☆チャレンジ! ▶ P48へ

健康☆チャレンジ! ▶ P49へ

健康☆チャレンジ! ▶ P50へ

健康☆チャレンジ! ▶ P51へ

健康☆チャレンジ! ▶ P52へ

健康☆チャレンジ! ▶ P53へ

健康☆チャレンジ! ▶ P54へ

健康☆チャレンジ! ▶ P55へ

健康☆チャレンジ! ▶ P56へ

健康☆チャレンジ! ▶ P57へ

健康☆チャレンジ! ▶ P58へ

健康☆チャレンジ! ▶ P59へ

健康☆チャレンジ! ▶ P60へ

健康☆チャレンジ! ▶ P61へ

健康☆チャレンジ! ▶ P62へ

健康☆チャレンジ! ▶ P63へ

健康☆チャレンジ! ▶ P64へ

健康☆チャレンジ! ▶ P65へ

健康☆チャレンジ! ▶ P66へ

健康☆チャレンジ! ▶ P67へ

健康☆チャレンジ! ▶ P68へ

健康☆チャレンジ! ▶ P69へ

健康☆チャレンジ! ▶ P70へ

健康☆チャレンジ! ▶ P71へ

健康☆チャレンジ! ▶ P72へ

健康☆チャレンジ! ▶ P73へ

健康☆チャレンジ! ▶ P74へ

健康☆チャレンジ! ▶ P75へ

健康☆チャレンジ! ▶ P76へ

健康☆チャレンジ! ▶ P77へ

健康☆チャレンジ! ▶ P78へ

健康☆チャレンジ! ▶ P79へ

健康☆チャレンジ! ▶ P80へ

健康☆チャレンジ! ▶ P81へ

健康☆チャレンジ! ▶ P82へ

健康☆チャレンジ! ▶ P83へ

健康☆チャレンジ! ▶ P84へ

健康☆チャレンジ! ▶ P85へ

健康☆チャレンジ! ▶ P86へ

健康☆チャレンジ! ▶ P87へ

健康☆チャレンジ! ▶ P88へ

健康☆チャレンジ! ▶ P89へ

健康☆チャレンジ! ▶ P90へ

健康☆チャレンジ! ▶ P91へ

健康☆チャレンジ! ▶ P92へ

健康☆チャレンジ! ▶ P93へ

健康☆チャレンジ! ▶ P94へ

健康☆チャレンジ! ▶ P95へ

健康☆チャレンジ! ▶ P96へ

健康☆チャレンジ! ▶ P97へ

健康☆チャレンジ! ▶ P98へ

健康☆チャレンジ! ▶ P99へ

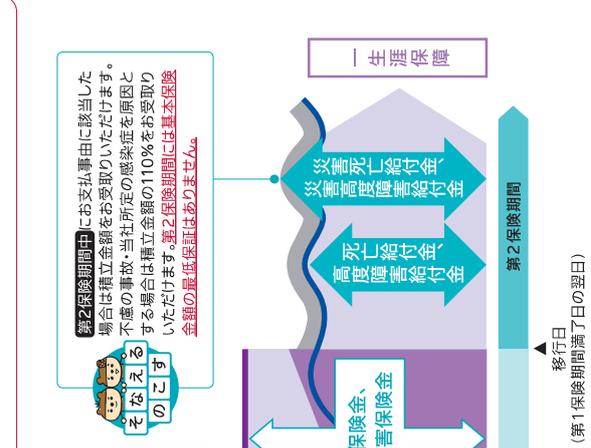
健康☆チャレンジ! ▶ P100へ

ご契約にあたっては「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

# 健康をサポートする変額保険 将来のお守り

この保険は、特別勘定の運用実績にもとづいて積立金額、解約返戻金の額などが変動(増減)するしくみの変額保険です。

- 株式や債券などの価格の下落・為替の変動などにより、積立金額、解約返戻金の額などのお受取りになる金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、ご契約者に損失が生じるおそれがあります(積立金額や解約返戻金の額に最低保証はありません)。
- この商品は、一般的な生命保険商品と異なりお客さまにご負担いただく費用があります。



\*解約日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合は、積立金額から解約控除額を差し引いた金額をお支払いします。●記載の図はイメージであり、積立金額推移は例示です。将来の積立金額などを保証するものではありません。

### そなえるのこす <死亡保障>

「第1保険期間(保険料払込期間)」について

▶ P15 P16へ

死亡と高度障害の万が一の保障のための、就労不能・介護保障型に比べ、割安な保険料で運用を続けられます。お客様の好きなタイミングで資金活用が可能です!

### ふやす <運用>

「積立金額」について

▶ P17 P18 P19 P20へ

9種類の特別助成から運用対象を選んでください!

### ささえる <健康維持>

健康積立金 ▶ P21 P22 P23 P24へ

健康☆チャレンジ! ▶ P25へ

MYOまわり ▶ P26へ

健康☆チャレンジ! ▶ P27へ

健康☆チャレンジ! ▶ P28へ

健康☆チャレンジ! ▶ P29へ

健康☆チャレンジ! ▶ P30へ

健康☆チャレンジ! ▶ P31へ

健康☆チャレンジ! ▶ P32へ

健康☆チャレンジ! ▶ P33へ

健康☆チャレンジ! ▶ P34へ

健康☆チャレンジ! ▶ P35へ

健康☆チャレンジ! ▶ P36へ

健康☆チャレンジ! ▶ P37へ

健康☆チャレンジ! ▶ P38へ

健康☆チャレンジ! ▶ P39へ

健康☆チャレンジ! ▶ P40へ

健康☆チャレンジ! ▶ P41へ

健康☆チャレンジ! ▶ P42へ

健康☆チャレンジ! ▶ P43へ

健康☆チャレンジ! ▶ P44へ

健康☆チャレンジ! ▶ P45へ

健康☆チャレンジ! ▶ P46へ

健康☆チャレンジ! ▶ P47へ

健康☆チャレンジ! ▶ P48へ

健康☆チャレンジ! ▶ P49へ

健康☆チャレンジ! ▶ P50へ

健康☆チャレンジ! ▶ P51へ

健康☆チャレンジ! ▶ P52へ

健康☆チャレンジ! ▶ P53へ

健康☆チャレンジ! ▶ P54へ

健康☆チャレンジ! ▶ P55へ

健康☆チャレンジ! ▶ P56へ

健康☆チャレンジ! ▶ P57へ

健康☆チャレンジ! ▶ P58へ

健康☆チャレンジ! ▶ P59へ

健康☆チャレンジ! ▶ P60へ

健康☆チャレンジ! ▶ P61へ

健康☆チャレンジ! ▶ P62へ

健康☆チャレンジ! ▶ P63へ

健康☆チャレンジ! ▶ P64へ

健康☆チャレンジ! ▶ P65へ

健康☆チャレンジ! ▶ P66へ

健康☆チャレンジ! ▶ P67へ

健康☆チャレンジ! ▶ P68へ

健康☆チャレンジ! ▶ P69へ

健康☆チャレンジ! ▶ P70へ

健康☆チャレンジ! ▶ P71へ

健康☆チャレンジ! ▶ P72へ

健康☆チャレンジ! ▶ P73へ

健康☆チャレンジ! ▶ P74へ

健康☆チャレンジ! ▶ P75へ

健康☆チャレンジ! ▶ P76へ

健康☆チャレンジ! ▶ P77へ

健康☆チャレンジ! ▶ P78へ

健康☆チャレンジ! ▶ P79へ

健康☆チャレンジ! ▶ P80へ

健康☆チャレンジ! ▶ P81へ

健康☆チャレンジ! ▶ P82へ

健康☆チャレンジ! ▶ P83へ

健康☆チャレンジ! ▶ P84へ

健康☆チャレンジ! ▶ P85へ

健康☆チャレンジ! ▶ P86へ

健康☆チャレンジ! ▶ P87へ

健康☆チャレンジ! ▶ P88へ

健康☆チャレンジ! ▶ P89へ

健康☆チャレンジ! ▶ P90へ

健康☆チャレンジ! ▶ P91へ

健康☆チャレンジ! ▶ P92へ

健康☆チャレンジ! ▶ P93へ

健康☆チャレンジ! ▶ P94へ

健康☆チャレンジ! ▶ P95へ

健康☆チャレンジ! ▶ P96へ

健康☆チャレンジ! ▶ P97へ

健康☆チャレンジ! ▶ P98へ

健康☆チャレンジ! ▶ P99へ

健康☆チャレンジ! ▶ P100へ

ご契約にあたっては「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

# 主契約の保障内容

死亡保障型

## 第1保険期間(保険料払込期間)の保障内容

保険金	お支払事由	お支払額
死亡保険金	死亡されたとき	基本保険金額 または 積立金額の いずれか大きい額
高度障害保険金	当社所定の高度障害状態に該当したとき	

●死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いしません。いずれかの保険金のお支払事由に該当し、保険金が支払われた場合には、契約は消滅します。

## 第2保険期間の保障内容

給付金	お支払事由	お支払額
死亡給付金	死亡されたとき	積立金額
高度障害給付金	当社所定の高度障害状態に該当したとき	
災害死亡給付金	不慮の事故または当社所定の感染症により死亡されたとき	
災害高度障害給付金	不慮の事故または当社所定の感染症により所定の高度障害状態に該当したとき	積立金額の 110%

- 第2保険期間には基本保険金額の最低保証はありません。
- 死亡給付金、高度障害給付金、災害死亡給付金、災害高度障害給付金は重複してお支払いしません。いずれかの給付金のお支払事由に該当し、給付金が支払われた場合には、契約は消滅します。
- 不慮の事故による災害死亡給付金、災害高度障害給付金のお支払いは、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または当社所定の高度障害状態に該当した場合に限ります。
- 第2保険期間において積立金額が当社の定める金額を下回ったときには、保険契約は消滅します。
- 第1保険期間満了日の翌日から自動的に移行します。

## 就労不能・介護保障型と死亡保障型

- ご契約例
- 契約年齢：30歳男性
  - 保険期間：終身
  - 第1保険期間(保険料払込期間)：35年
  - 基本保険金額：1,000万円
  - 保険料払込方法：口座振替月払

●例示の運用実績が一定でそのまま推移した場合と仮定して計算しており、将来のお支払額をお約束するものではありません。したがって、実際の解約返戻金の額が例示の金額を下回る場合もあります(解約返戻金の最低保証はありません)。

●解約された場合、以後の保障はなくなります。  
●経過年数毎に記載の年数後の、年単位の契約相当日前日における金額を表示しています。  
●万が一未済の歳数は切り捨てて表示します。  
●記載の数値は、試算であり目安となります。計算方法などの違いにより、設計書や保険証券に記載の数値と異なる場合があります。

健康をサポートする**介護保障**  
※年齢別101歳型(男性標準型)  
**将来のお守り**  
 現役世代に必要な手厚い保障!  
 死亡・高度障害 ● 就労不能 ● 要介護  
**保険料：18,580円**

健康をサポートする**変額保障**  
※年齢別102歳型(男性標準型)  
**将来のお守り**  
 就労不能・介護保障型と比較して  
 割安な保険料でシンプルな保障!  
 死亡・高度障害  
**保険料：18,270円**

(2025年12月現在、単位：万円)

経過 年数	年齢 年数	払込 保険料 累計額	解約返戻金	
			運用実績	解約返戻率
3年	33歳	66	22	33%
5年	35歳	111	77	69%
7年	37歳	156	116	74%
10年	40歳	222	166	75%
35年	65歳	780	567	73%

# 変額用保険料免除特約

就労不能・  
介護保障型  
死亡保障型

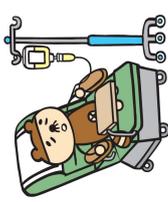
第1保険期間中につきのいずれかに該当した場合、以後の保険料のお払込みは必要ありません。保険料のお払込みがあるものとして、保障・運用が継続されます。

## 対象となる三大疾病および所定の事由

がん (上皮内がん含む)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがんと医師により診断確定されたとき (責任開始日から90日以内に診断確定された場合を除く)
心疾患	被保険者が心疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①心疾患を直接の原因とする入院をしたとき ②心疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
脳血管疾患	被保険者が脳血管疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①脳血管疾患を直接の原因とする入院をしたとき ②脳血管疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

●この特約を付加した場合に増加する保険料部分については、特別勘定での運用はいたしません。

## 参考



### 三大疾病により仕事や収入への影響も…

三大疾病に罹患すると、治療のために一定期間連続して休みを取ったり、勤務時間や業務量を減らしたりするなどの理由で、収入が減ってしまう場合もあります。

Q 仕事に影響はありましたか？

収入が減少した人の割合は…



【対象者】全国20歳～60歳の男女

SOMPO(三井生命)生命保険株式会社「三大疾病インターネット調査(2025年)」  
 がん患者(経験者+現在治療中の患者)かつ病気になる前に仕事をしてお安定収入があった人:309名  
 急性心筋梗塞患者(経験者+現在治療中の患者)かつ病気になる前に仕事をしてお安定収入があった人:309名  
 脳卒中(脳出血・くも膜下出血・脳梗塞)患者(経験者+現在治療中の患者)かつ病気になる前に仕事をしてお安定収入があった人:309名

この保険には、運用対象・運用方針の異なる9種類の特別勘定があります。お客さまのニーズに応じてご自身の判断で特別勘定の種類および保険料の繰入割合を決めていただきます。

## 特別勘定の種類

つぎの9種類の特別勘定から運用対象をご選択いただけます。特別勘定ごとに保険料を繰り入れる割合を1%単位で指定して、自由に組み合わせることが可能です。また、ご契約後に特別勘定の積立金をほかの特別勘定に移転(スイッチング)することも可能です。

パランス40型(安定型)	パランス60型(積極型)	国内株式型
先進国株式型	先進国株式アクティブ型	新興国株式型
先進国債券型	国内リート型	短期金融市場型

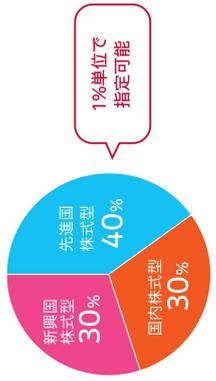
## 特別勘定の選択(繰入割合の指定と変更)

- ご契約の際、保険料を繰り入れる特別勘定を1つまたは複数選択することができます。
- 複数の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への保険料の繰入割合を指定することができます。
- 繰入割合はご契約後でも変更することができます。

【1つの特別勘定の場合】



【複数の特別勘定の場合】



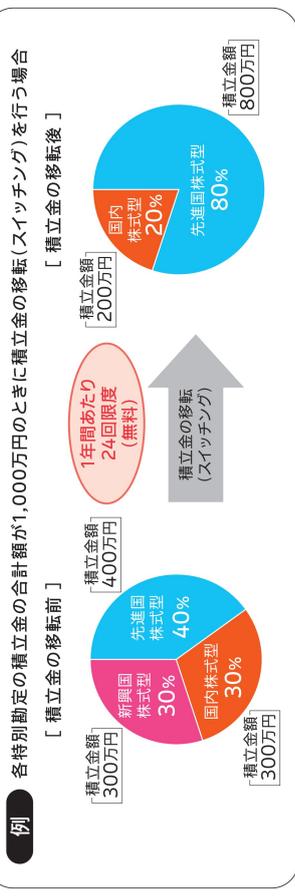
\*特別勘定の選択例であり、例示の特別勘定を推奨するものではありません。

## 積立金の移転(スイッチング)

- 特別勘定の積立金をほかの特別勘定に移転(スイッチング)することができます。
- 移転後の特別勘定の割合は1%単位でご指定いただけます。

お手続きの方法は▶P.60へ

### 例



\*特別勘定の割合の選択例であり、例示の特別勘定の割合を推奨するものではありません。

## 特別勘定に繰り入れる保険料

- お申込みいただく保険料から、保険関係費用のうち保険契約の締結および維持に必要な費用、保険料払込免除に関する費用を控除した金額が、特別勘定に繰り入れられます。
- 特別勘定への繰入日はつぎのとおりです。

保険関係費用は▶P.21へ

	責任開始期に関する特約	繰入日
第1回保険料	付加した場合	第1回保険料が入金された日の属する月の翌月1日または契約日*のいずれか遅い日
	付加しない場合	契約日*
第2回以後の保険料	付加した場合	第1回保険料が入金された日の属する月の翌月1日または保険料の払込方法(回数)に応じた契約応当日のいずれか遅い日
	付加しない場合	保険料の払込方法(回数)に応じた契約応当日

\*責任開始日の属する月の翌月1日をいいます。

- 特別勘定へ繰り入れられた金額は特別勘定ごとに運用し、そこから保険関係費用の一部(特別勘定の管理に必要な費用、基本保険金額保証に関する費用、危険保険料に相当する費用)や運用関係費用が控除されます。
- 変額用保険料免除特約を付加した場合に増加する保険料部分については、特別勘定での運用はいたしません。

- 特別勘定における効率的な資産運用が困難となるなどの特別な事情がある場合には、ご契約者保護の観点から、特別勘定の廃止または複数の特別勘定を統合することをあります。また特別勘定への保険料の繰入、積立金の移転(スイッチング)を停止することがあります。
- 特別勘定の主な投資対象となる投資信託、特別勘定の運用方針、運用会社などは将来変更することがあります。
- 特別勘定について詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

(2025年9月現在)

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	特別勘定の運用方針	運用会社
バランス40型(安定型)	世界ETFバランス40ファンド (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託 については、原則として為替ヘッジを行いません。 資産配分は、国内株式15%、 外国株式25%、国内債券30%、外国債券30%です。※1	SOMPOアセットマネジメント 株式会社
バランス60型(積極型)	世界ETFバランス60ファンド (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託 については、原則として為替ヘッジを行いません。 資産配分は、国内株式40%、 国内債券20%、外国債券20%です。※1	SOMPOアセットマネジメント 株式会社
国内株式型	国内株式インデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託 指数(配当込み)の動きに連動 する投資成果を目指します。	ブラックロック・ジャパン 株式会社
先進国株式型	外国株式インデックスオーストラリア (適格機関投資家限定)	主な投資対象とする投資信託 デックス(配当込み、円換算 外貨資産)については、原則 として為替ヘッジを行いません。	三菱UFJアセットマネジメント 株式会社
先進国株式アクティブ型	フィデリティ・グローバル株式・ファンド (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託 については、原則として為替ヘッジを行いません。 成長を目指します。外貨建資産 については、原則として為替ヘッジを行いません。	フィデリティ投資 株式会社
新興国株式型	インデックスファンド海外新興国 (エマージング)株式	主な投資対象とする投資信託 デックス(税引後配当込み、円 外貨建資産)については、原則 として為替ヘッジを行いません。	アモーヴァ・アセットマネジメント 株式会社
先進国債券型	外国債券インデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託 デックス(除く日本、国内投信用円 外貨建資産)については、原則 として為替ヘッジを行いません。	ブラックロック・ジャパン 株式会社
国内リート型	国内リートインデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託 デックス(配当込み)の動きに連動す る投資成果を目指します。	ブラックロック・ジャパン 株式会社
短期金融市場型	特に定めません	円建ての預貯金、短期金融商 品を中心に運用を行います。 流動性に十分配慮し、リスク を抑えた安定的な運用を行います。※2	—

●特別勘定について詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※1 資産ごとにつきの指数を基本資産配分で合成したものを参考指数とします。  
また、原則として毎月末時点で基本資産配分に近づけるため、リバランス(資産配分の調整)を行います。

国内株式	TOPIX(配当込み)
国内債券	NOMURA-BPI総合
外国株式	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
外国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)

※2 マーケットの先行きが読みにくい局面で資金を一時的に回避させる目的でご利用いただけます。  
諸費用の控除などにより積立金が減少することがありますので、ご注意ください。



<https://qw262.qhit.net/soza/robo/adviser.aspx>



運用のサポートのための特別勘定組み合わせガイドや  
シミュレーションツールをご用意しています!



# 諸費用とリスクについて

## お客さまにご負担いただく費用

この保険にかかる費用はつぎのとおりです。2025年9月現在の内容にもとづくものであり、将来変更される可能性があります。

### 1. 保険関係費用

保険関係費用とは、お払込みいただいた保険料もしくは積立金から控除される諸費用です。

項目	費用	控除する時期など
保険契約の締結および維持に必要な費用※1(第1保険期間のみ)※2	— ※3	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。
特別勘定の管理に必要な費用	各特別勘定の積立金額に対して 年率 0.2%	左記の365分の1を、ユニットプライス※4の計算の過程で毎日控除します。
基本保険金額保証に関する費用(第1保険期間のみ)	各特別勘定の積立金額に対して 年率 0.25%	
死亡保障などに必要な費用(危険保険料に相当する費用)※5	— ※3	〈責任開始期に関する特約を付加した場合〉 第1回保険料が入金された日の属する月の翌月1日または契約日のいずれか遅い日始、および月単位の契約応当日始に積立金から控除します。 〈責任開始期に関する特約を付加しない場合〉 契約日始および月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
保険料払込免除に関する費用(第1保険期間のみ)※2※6	保険料に対して 0.1 ~ 0.2% を乗じた金額	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。

※1 保険契約の維持に必要な費用には、保険料の取納にかかる費用が含まれます。

※2 払済保険(変額)に変更後は控除されません。

※3 被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

※4 特別勘定の1ユニットあたりの価格(単位価格)のことをいい、毎日末にその日のユニットプライスが決まります。

※5 保険契約の維持に必要な費用の一部を含みます。

※6 健康ステージを適用する場合の特約が適用される場合、保険料払込免除後の健康積立金を加算する費用を含みます。

●変額用保険料免除特約を付加した場合、特約部分の保険料は、特約による保険料払込免除に関する費用、特約の締結および維持に必要な費用としてご負担いただくものであり、特別勘定に繰り入れる際にはお払込みいただいた保険料から控除します。このため、特別勘定に繰り入れる金額は特約を付加しない場合と同額です。この特約を付加した場合に増加する保険料部分については、特別勘定での運用はいたしません。

### 2. 運用関係費用

特別勘定	費用(税込)	控除する時期など
① バランス40型(安定型)	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して 実質年率 0.18398% ~ 0.18728% 程度	
② バランス60型(積極型)	実質年率 0.18920% ~ 0.19360% 程度	
③ 国内株式型	年率 0.0605%	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額から毎日控除します。
④ 先進国株式型	年率 0.1430%	
⑤ 先進国株式アクティブ型	実質年率 0.7285% 程度	
⑥ 新興国債券型	年率 0.2750%	
⑦ 国内リート型	年率 0.0825%	
⑧ 国内リート型	年率 0.0660%	
⑨ 短期金融市場型	金利情勢、投資対象とする短期金融商品によって変動します。	

●運用関係費用は、主な投資対象となる投資信託の2025年9月時点の信託報酬率を記載しています。

●①②⑤⑥の主な投資対象となる投資信託はファンドオブファンズ方式です。このためご契約者が実質的にご負担いただく

く費用は、投資対象である投資信託の信託報酬と、その投資信託が組入れるファンドの信託報酬などとの合算となります。なお、組入れファンドの変更などにより将来的に信託報酬率は変動することがあります。

●①②はバランス型投資信託であり、左下表の信託報酬率は、基準配分比率にもとづき算出していますが、実際の組入れ比率は運用状況に応じて変動するため、運用関係費用も変動します。加えて、組入れファンドの一部は市場金利に応じて信託報酬率が変動します。

●信託報酬のほか、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額から控除されましたが、お客さまはこれらの費用をこの契約が保有する特分に応じて間接的に負担することになります。

### 3. 解約・減額時にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期など
解約控除	解約日または減額日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合に、基本保険金額またはその減額分に対して、保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

●自動延長就労不能・介護保障定期保険、自動延長定期保険、払済保険(変額)、定額払済終身保険へ変更する場合は、保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満のときは、変更後のご契約に充当する解約返戻金に解約控除がかかります。

●解約控除額は基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数によって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

### 4. 年金支払特約・年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期など
年金管理費	毎年お支払いする年金額に対して 0.5%	毎年の年金支払の基準日に責任準備金から控除します。

この保険にかかる費用の合計額は、1. 保険関係費用および2. 運用関係費用の合計額です。

ただし、解約・減額の場合または年金支払特約・年金移行特約による年金支払期間中の場合は、3 または4 の費用をあわせてご負担いただきます。

## 投資リスクについて

●この保険は、特別勘定の運用実績にもとづいて積立金額、解約返戻金の額などが変動(増減)するしくみの変額保険です。

●特別勘定資産は主として投資信託を通じて国内外の株式・債券などに投資されますので、この保険には資産配分リスク・価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カウンターリスク・流動性リスク・デリバティブ取引のリスクなどの投資リスクがあります。そのため、株式や債券などの価格の下落・為替の変動などにより、積立金額、解約返戻金の額などのお受取りになる金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、ご契約者に損失が生じるおそれがあります(積立金額や解約返戻金の額に最低保証はありません)。

●これらの投資リスクはすべてご契約者に帰属します。特別勘定資産の運用成果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、当社または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償、補てんをすることはありません。

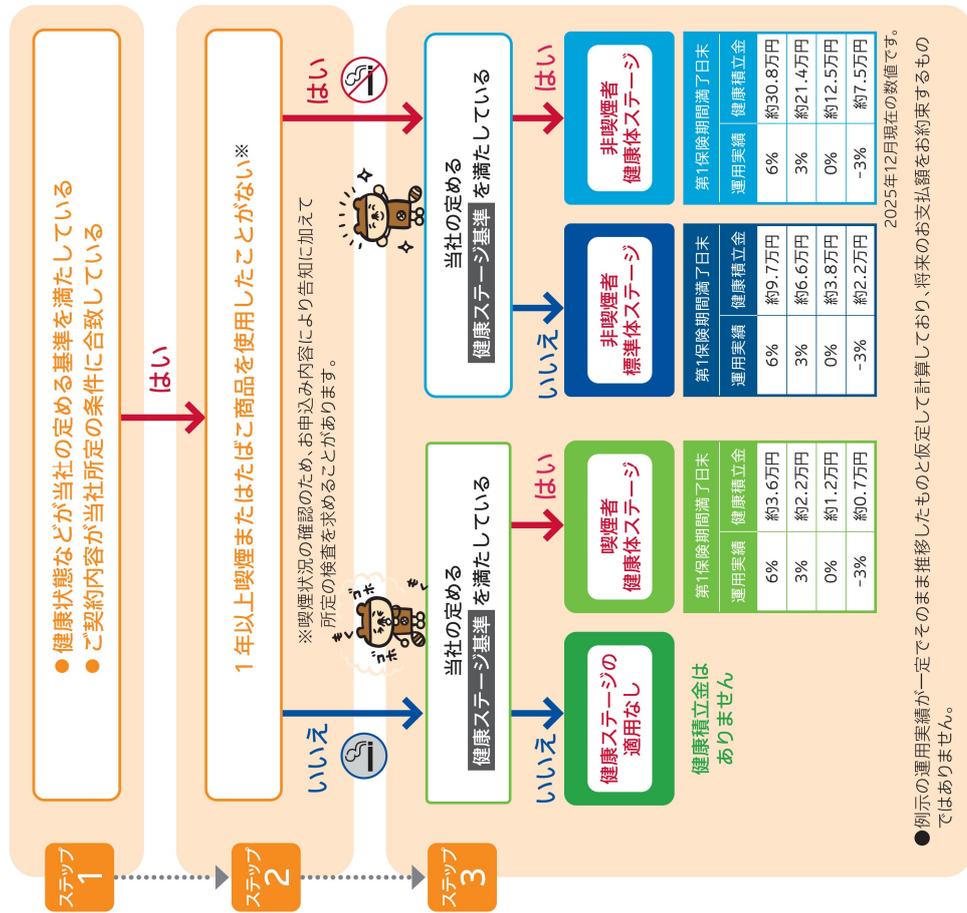
●運用方針の異なる複数の特別勘定の中から、お客さまのご判断で投資対象となる特別勘定をお選びいただきます。また、ご契約後に特別勘定への保険料の繰入割合を変更、または積立金の移転(スイッチング)を行った場合、特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が変わることがあります。

\*詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

ご契約年齢が20歳以上のお客さま(被保険者)の喫煙状況や健康状態などが当社の定める基準に適合する場合、「非喫煙者健康体ステージ」「非喫煙者標準体ステージ」「喫煙者健康体ステージ」のいずれかのステージ(健康ステージ※)が適用されます。

※「健康ステージ」とは、この保険商品における被保険者の喫煙状況や健康状態などを示す当社での呼称です。

- 例
- 主要約: 変額保険(V1)(就労不能・介護保障型) ● 契約年齢: 30歳男性 ● 保険期間: 終身
  - 第1保険期間(保険料払込期間): 35年 ● 基本保険金額: 1,000万円 ● 保険料払込方法: 口価振替月払



健康ステージ基準

下記項目の両方を満たしているうえで、医師の診査結果などが当社の定める範囲内である必要があります。

☑ CHECK 1 「体バランス」

BMI値(肥満度)は、下記の範囲内ですか?

18.0 < BMI ※ < 27.0 (男女・年齢問わず)

※BMIとは「ボディ・マス・インデックス」の略称です。

BMI = 体重(kg) ÷ (身長(m))<sup>2</sup>

■ BMI値範囲内の身長・体重の目安

身長(cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重(kg以上)	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
最高体重(kg以下)	56	60	64	69	73	78	82	87	92	97

☑ CHECK 2 「血圧」

血圧値は下記の範囲内ですか?

最高血圧値	140mmHg未満
最低血圧値	90mmHg未満

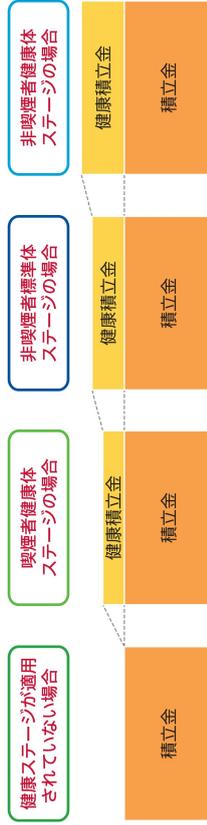
当社の定める健康ステージ基準に適合しないからといって、その方が健康ではないということではありません。

- 契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特別を解除することがあります。また、以後のご契約のお引受けをお断りする場合があります。なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求める場合がありますのでご了承ください。
- 検査の結果によっては、この特別が適用できない場合があります。



第1保険期間(保険料払込期間)中は、適用される各健康ステージに応じて、当社が定める金額(健康積立金)を積立金に毎月加算します。健康ステージに応じて応じて健康積立金の金額は異なります。

[ 毎月の健康積立金の加算イメージ(月払の場合) ]



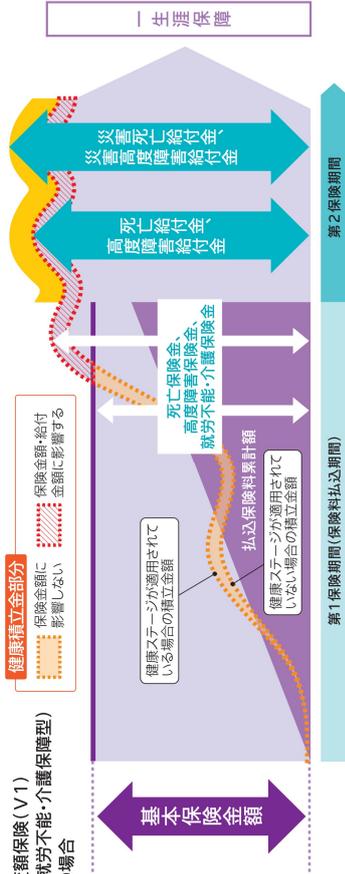
- 健康ステージにかかわらず、第1保険期間(保険料払込期間)のうち積立金が基本保険金額を超えている期間は、健康積立金は発生しません。また、第1保険期間(保険料払込期間)のうち積立金額と基本保険金額の差が小さい期間においても、健康積立金が発生しない場合があります。
- 健康ステージが適用されていない場合は、健康積立金の加算はありません。
- 健康ステージにかかわらず、お申込みいただく保険料に変更はありません。

- 基本保険金額や第1保険期間(保険料払込期間)などのご契約内容によっては、健康積立金をごくわずかな場合があります。年齢や性別によっては、まったくない場合もあります。
- 第1保険期間(保険料払込期間)のうち以下の各年齢においては、健康積立金は発生しません。

変額保険(V1) (就労不能・介護保障型)の場合	被保険者が女性かつ非喫煙者標準体ステージのとき、20歳~27歳の各年齢
変額保険(V2) (死亡保障型)の場合	被保険者が男性かつ喫煙者健康体ステージのとき、75歳以上の各年齢
	被保険者が女性かつ非喫煙者標準体ステージのとき、20歳~27歳の各年齢および74歳以上の各年齢

## 健康積立金と保険金額・給付金額

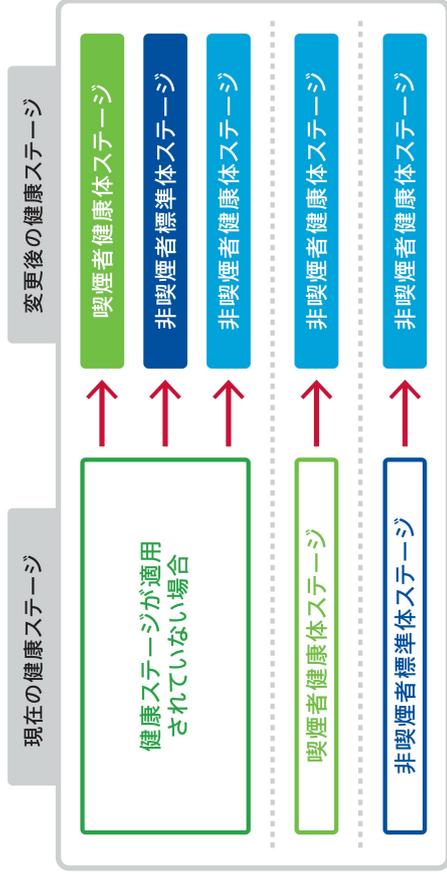
- 第1保険期間の保険金額  
●積立金額(健康積立金を含む)が基本保険金額を超えない場合、基本保険金額になります。(保険金額とは別に健康積立金をお支払いすることはありません。)
- 積立金額(健康積立金を含む)が基本保険金額を超えた場合、積立金額(健康積立金を含む)になります。
- 第2保険期間の給付金額  
●積立金額(健康積立金を含む)となります。
- 不慮の事故、当社所定の感染症を原因とする場合、積立金額(健康積立金を含む)の110%となります。



ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態などが改善され当社が定める基準※に適合した場合、つぎのお取扱いができます。この場合、以後の第1保険期間中は、変更後の健康ステージに応じた健康積立金を積立金に毎月加算します。

- 契約年齢が20歳未満の被保険者については、健康☆チャレンジ! 制度の対象外です。
- ご契約内容によっては、チャレンジする健康ステージにおいて健康積立金が発生しない場合やごくわずかな場合があります。

※当社の定める基準については23・24ページをご覧ください。



## 健康☆チャレンジ! 制度のお取扱いにあたって、つぎの点についてご注意ください。

- 健康ステージの変更の告知日が、契約日から起算して2年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。
- 健康ステージの変更の告知日が、前回は申し出いただいた健康ステージの変更の告知日から当社の定める期間内の場合、お取扱いできません。
- ご契約時の告知内容によっては、喫煙状況または健康状態などが改善された場合であっても健康ステージの変更ができないことがあります。
- 健康ステージの変更のお申出の際に、喫煙状況・血圧・BMIが改善されていても、健康状態などが当社の定める基準を満たさない場合には、お取扱いできません。
- 当社の定める基準は、将来にわたって変更となる可能性があります。
- 健康☆チャレンジ! 制度の内容は保険種類によって異なります。

●上記取扱いとは2025年12月現在の内容にもついています。詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。

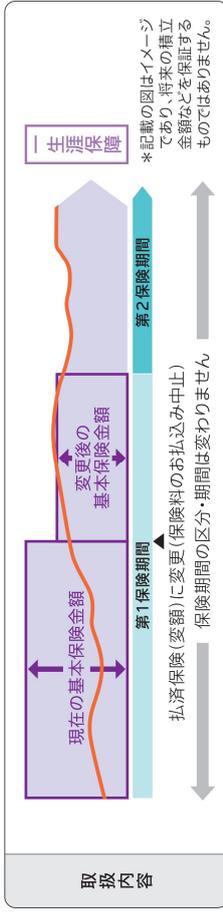


# 変更制度について

保険料のお払込みが困難になった場合でも、ご契約を有効に継続できる方法があります。

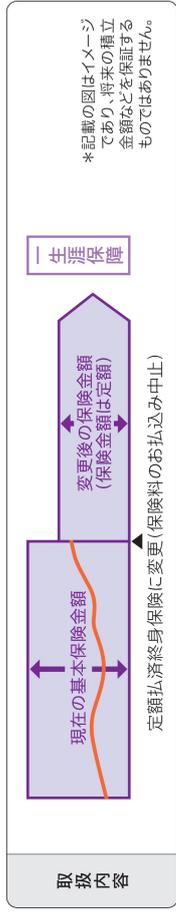
## 払済保険(変額)への変更

保険料のお払込みを中止し、解約返戻金をもとにして、保険期間をそのままにした変額保険に変更します。※1※2



## 定額払済終身保険への変更

保険料のお払込みを中止し、解約返戻金をもとにして、保険金額を定額とする保険期間が終身の定額払済終身保険に変更します。※1※2



さらにこのようなお取扱いも可能です。

- **保険金額などの減額**  
保険料の負担を軽くしたいときや従来の保障額まで必要となくなつた場合などに、一定の条件のもと、保険金額などの減額ができます。
  - **契約者貸付制度**  
解約返戻金の一定の範囲内で必要資金をご立用してします。
- 留意事項**
- 取扱規定上範囲外となる場合を除きます。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
  - 解約された場合、以後の保障はなくなります。

▲ 上記取扱いは2025年12月現在の取扱規定にもとづいています。当社の定める条件によりお取扱いできない場合もございます。詳細については、お問い合せ先までご連絡ください。



# 主な税務のお取扱いについて

## 生命保険料控除

- お払込みになった保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。
- 受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族となつているご契約が対象です。
  - 変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)および変額保険(V2)(死亡保障型)の保険料は一般生命保険料控除の対象です。

## 死亡保険金・死亡給付金・災害死亡給付金にかかる税金の種類

ご契約者	被保険者	受取人	税の種類
夫	夫	妻	相続税
夫	妻	夫	所得税(一時所得)、住民税
夫	妻	子	贈与税

## 保険金、給付金などの非課税扱

対象となる保険金・給付金など	条件	非課税扱の範囲
高度障害保険金 就労不能・介護保険金 高度障害給付金 災害高度障害給付金 リビング・ニーズ特約による保険金	受取人が主要約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	全額

## 解約返戻金にかかる税金の種類

解約時に解約返戻金の額が必要経費(払込保険料合計額)を上回り、差益が発生した場合は、所得税(一時所得)と住民税の対象となります。

▲ **● 税務のお取扱いなどについては、2025年9月現在の税制にもとづき記載しております。**

● 今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。

● 個別の税務のお取扱いなどについては、所轄の税務署または税理士などにご確認ください。



# ご契約後は MYひまわりで状況をチェック!

## MYひまわりをご利用ください

「MYひまわり」は、いつでもお手元で「生命保険」の内容確認やお手続きができて、「健康」もサポートするアプリ・Webサービスです。

### 積立金の確認や移転(スイッチング)をMYひまわりで確認

積立金額の  
推移確認

特別勘定への  
繰入割合の変更

積立金の移転  
(スイッチング)

- 上記のお手続き以外にも保険契約に関する各種お手続きやヘルプデスクサービスがご利用可能です。
- 法人のご契約者さまがご利用いただけるお手続きやサービスは、個人のご契約者さまと異なります。

### アプリのみ 健康診断結果を登録すると・・・

- 対象者限定**  
健康☆チャレンジ!に向けた達成状況が確認できる
- AIが5年以内に罹患する確率が高い疾患を予測
- AIが5年以内に異常値になる確率が高い健康診断項目を予測

あなたのチャレンジ

体重 62.9kg

血圧 148/102

喫煙状況 吸っていません

※保険料が削減したりするチャンスがあります。

5年以内の予測罹患リスクTOP3

1 脂質異常症	45%
2 高血圧	10%
3 糖尿病等	5%

詳細確認

5年以内に異常値になる確率が高い健康項目

血糖	脂質	血圧	肝機能	体格
----	----	----	-----	----

詳細確認

● 検査異常リスク予測、罹患リスク予測は、過去の健康診断結果の統計データと登録していただいた健康診断結果との比較から5年以内のリスクを表示するものです。



MYひまわり  
アプリの詳細は  
こちら



ご契約の確認や各種お手続きは、  
Web版のMYひまわりでも可能です。  
ご登録方法はこちら▶

- 本パンフレットに記載のサービスは、2025年12月現在のものです。
- 本サービスは予告なく変更・終了する場合があります。
- ご利用にあたってはアプリ内に記載の利用規約・注意事項もあわせてご確認ください。



## 情報提供と各種お手続きについて

### ご契約内容や特別勘定・資産の運用状況などのご確認方法

郵送 	ご契約内容のお知らせ 変額保険のご契約内容(契約当日時点)のお知らせ 変額保険決算のお知らせ	ご契約内容などについて、年1回お知らせします。 契約応当日時点の積立金額などについて、年1回お知らせします。 特別勘定における各勘定の運用経過、資産の内訳、運用収支など、1事業年度における特別勘定の詳細を年1回決算後にお知らせします。
--------	--	---

SOMPOひまわり生命公式ウェブサイト <https://www.himawari-life.co.jp/>

アプリ・Web 	変額保険の運用実績 特別勘定における各勘定の運用経過、資産の内訳などを掲載しています。毎月更新しています。	特別勘定における各勘定の運用経過、資産の内訳など、1事業年度における特別勘定の詳細を年1回決算後にご確認いただけます。
	変額保険決算のお知らせ 当社の概況、業務内容、財産状況、業務の状況を示す指標、保険会社の運営、特別勘定の状況など、当社の1事業年度における決算報告を掲載しています。	
	ユニットプライス 特別勘定のユニットプライスを毎日更新しています。また、過去の月ごとの推移についてもご確認いただけます。	
	ご契約内容の確認	ご契約内容などについて、ご契約ごとにご確認いただけます。 *ご利用にはMYひまわり(アプリ・Web)のご登録が必要です。 新規登録については29ページをご覧ください。

### 特別勘定への繰入割合の変更・積立金の移転(スイッチング)のお手続き方法

アプリ・Web 	MYひまわり	ご利用にはMYひまわり(アプリ・Web)のご登録が必要です。 新規登録については29ページをご覧ください。
-------------	--------	--

● 情報提供方法や内容は、将来変更されることがあります。



## ご参考 公的保険制度の確認方法

公的保険ポータルサイト(金融庁Webサイト)

公的保険と民間保険の関係性や公的保険制度の解説などが記載されています。  
<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>

公的年金試算ツール(ポニーボウワカ)ねんきん(試算)

簡単な入力、ねんきん定期便、産SMARTフォンまたはタブレットのカメラで撮影するだけで将来もらえる公的年金の試算ができます。  
<https://himawari-nenkin.simulation.com/ocr-scan/>

# ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ず  
ご確認  
ください

ご契約の際は「**契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)**」  
「**ご契約のしおり・約款**」「**特別勘定のしおり**」をご覧ください

## 変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)、 変額保険(V2)(死亡保障型)について

- この保険の保険期間は終身です。
- この保険には満期保険金および配当金はありません。

## 特別勘定について

- この保険は、特別勘定の運用実績にもとづいて積立金額、解約返戻金の額などが変動(増減)するしくみの変額保険です。
- この保険は、資産運用の結果が、積立金額、解約返戻金の額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため、当社は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産(以下、「特別勘定資産」といいます。)を他の資産とは独立した体制と方針にもとづき運用します。
- この保険には運用対象・運用方針の異なる複数の特別勘定があり、ご契約者が繰入先および繰入割合を決められるようになっています。この複数の特別勘定資産は、それぞれ独立して管理・運用されています。
- 特別勘定資産の運用は一定の収益性を期待できますが、一方で株式や債券などの価格の下落・為替の変動などによる投資リスクも負うこととなります。この保険では資産運用の結果とリスクがともにご契約者に帰属します。
- この保険の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、「変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)」および「変額保険(V2)(死亡保障型)」のご契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはありません。
- ご契約者は特別勘定資産の運用方法について一切の指図はできません。

## 高額割引制度について

- 基本保険金額により、高額割引制度が適用されます。

## 保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いします。

- 不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき

## お支払事由などの変更について

公的医療保険制度もしくは公的介護保険制度などの変更または国民年金法の改正が将来行われたときには、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由または保険料払込免除事由を変更することがあります。

## 解約返戻金などについて

- 解約返戻金の額は、運用実績により毎日変動(増減)し、運用実績によっては、払込保険料累計額を下回る場合があります(最低保証はありません)。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 当社が解約に必要な書類を受け付けた日(解約日)の積立金額を解約返戻金としてお支払いします。  
ただし、解約日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合は、積立金額から解約控除額\*を差し引いた金額をお支払いします。  
※解約控除額は、基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数などにより異なります。
- 変額用保険料免除特約には解約返戻金はありません。
- 変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)において保険料払込方法が年払・半年払の場合、保険契約が消滅したときまたは保険料のお払込みを要しなくなったときは、主契約保険料の未経過分の返還はありません(特約については、払い込まれた保険料の未経過分を返還します)。

## 現在のご契約の解約などを前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「契約締結前交付書面(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

## 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。また、変額保険の取扱いは生命保険募集人のうち、別途定められた規定にもとづき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取扱うことができます。なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

## 金融機関を募集代理店として本商品にご加入される お客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先